

第53回
大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成25年7月24日(水)
大阪市環境局 第1・2会議室

開 会 午後1時30分

○森井企画課長代理

定刻となりましたので、ただいまから第53回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、環境局総務部企画課長代理の森井でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、大阪市では、現在、夏場の適正冷房、軽装勤務の取組としまして、ノーネクタイ、ノー上着といった軽装勤務を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

初めに、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。ご確認をお願いいたします。

(配付資料確認)

○森井企画課長代理

本日は、取材等を行う報道機関は来られておりません。

本日の会議の内容につきましては、後日、大阪市のホームページにも掲載させていただきます。

続きまして、本日の出席状況につきましては、委員数16名のところ、現在、14名のご出席をいただいております。お手元の資料、大阪市廃棄物減量等推進審議会規則第5条第2項に規定しております半数以上のご出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

なお、中野委員におかれましては、本日、ご欠席とのことですので。それから、竹内委員におかれましては、ちょっと遅れておられるということでございます。

本日の審議会では、2名の委員がご退任され、新たに2名の委員にご就任いただきましたので、ご紹介をさせていただきます。なお、恐れ入りますが、時間の関係もございまして、私のほうからお名前と職名をご紹介させていただきます。

新たにご就任いただきました、日本チェーンストア協会関西支部参与の秋山委員でございます。

同じく、新たにご就任いただきました、大阪商工会議所環境ビジネス委員会副委員長の桑原委員でございます。

また、これまで委員にご就任いただいております加賀城委員、宮川委員におかれまして

は、ご退任されましたので、ご報告させていただきます。

引き続き、大阪市側の出席者を紹介させていただきます。

(大阪市側出席者紹介)

○森井企画課長代理

ここで、大阪市を代表いたしまして、山本環境局長からご挨拶を申し上げます。

○山本局長

廃棄物減量等推進審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、本日はお忙しい中、またお暑い中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。ありがとうございます。

武田会長をはじめ委員の皆様方には、平素から本市の廃棄物行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、本審議会では、これまでも本市のごみ減量の施策にさまざまなご提言をいただいております。重ねてお礼申し上げます。

さて、本市では、環境負荷の少ない、持続的発展が可能な「環境先進都市・大阪」の実現をめざしまして、市民や事業者の皆様方と協働してさまざまな施策に取り組んでおりますけれども、そうした中、昨年4月に新たなごみ減量目標を定めたことを受けまして、本年の3月に一般廃棄物処理基本計画の改定計画を策定いたしましたところでございます。改定計画では、さらなるごみ減量・リサイクルの推進に向けまして、古紙類の分別収集や資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止なども進めることで、平成27年度のごみ処理量100万トン以下をめざすことといたしております。

本日の審議会では、本市のごみ処理の現状といたしまして、ごみ処理量の推移や平成25年度から実施いたします新規施策などにつきましてご報告をさせていただきますが、委員の皆様方におかれましては、ごみ減量施策の推進に向けた貴重なご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○森井企画課長代理

それでは、議事に移らせていただきます。以降の議事につきましては、武田会長にお願いいたします。

武田会長、よろしくお願いいたします。

○武田会長

それでは、皆さん、大変ご苦勞さまでありまして、ありがとうございます。

早速、議事に入らせていただきますが、本日の議題は、次第でございますように、大阪市のごみ処理の現状についてということでございます。

資料としましては、3月に改定されました一般廃棄物処理基本計画や、昨年度のごみ量などをまとめたものが配布されてございます。

まず、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○馬越企画課長

改めまして、審議会の事務局を担当しております環境局企画課長の馬越と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お配りしております資料に沿いまして、全体を通して説明させていただきます。

初めに、今年の3月に改定いたしました大阪市の一般廃棄物処理基本計画の改定計画についてご説明させていただきます。本編冊子と概要版をお配りさせていただいておりますけれども、表紙が緑色の概要版で説明させていただきたいと思っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

昨年の9月に前回の審議会を開催いたしました際にも、昨年4月に新たなごみ減量目標を設定いたしましたこと、それに伴いましてこれまでの基本計画を見直すということを申し上げまして、その際、改定計画案のイメージということで説明させていただきましたが、その際にも委員の皆様方からは幾つかご指摘などをいただいたわけですが、今回の改定計画は、そうした点なども踏まえまして改定しております。

簡単に説明させていただきますと、表紙の裏面が1ページになっておりますが、1ページの中ほどのところでごみ処理量の目標をまとめております。平成27年度100万トン以下ということと、将来的、この将来というのは平成37年度にイメージを置いておりますけれども、その時点では90万トンをめざす。そういったことを目標としております。また、このページの最下段でございますように、計画期間といたしましては、平成27年度までを基本としておりますけれども、安定的なごみ処理体制を確保するという観点から、先ほども申しましたように将来的なごみ量についても視野に入れたものとしております。

2ページからは、施策の基本方針ということでお示ししております。

まず、2ページの基本方針1、「3Rの推進」でございますが、ここでは100万トン以下とする目標の達成に向けた施策などについてお示ししております。その中心的な施策といたしましては、紙ごみ対策等の推進でございますけれども、家庭から排出されます古紙・衣類の分別収集、それから資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止をあげております。このうち

古紙・衣類の分別収集につきましては、本年の2月から既に北区など6つの行政区で先行的に実施しておりまして、その収集実績等につきましては後ほど説明させていただきます。

基本方針1では、このほかにごみ減量に係ります環境教育や普及啓発の推進、さらには焼却工場の搬入ごみの適正化といたしまして、工場での搬入物検査などによります産廃などの搬入不適物の適正ルートへの誘導などをあげております。

それから、基本方針1の一番下のところで、さらなるごみ減量をめざす施策の検討ということで、こちらは将来的な目標であります90万トンをめざす施策でございますけれども、将来、人口が減ると言われておりますけれども、人口減によりますごみ減量の効果を考えましても、この目標を達成するには、新たな減量施策が必要というふうに私どもは考えておりまして、ごみの分別排出の促進によります減量の徹底、さらにはごみ処理コストの徹底した削減を図った上での家庭系ごみ有料化などについて検討を進めていくことをあげております。

3ページへ移っていただきまして、基本方針2、「市民・事業者との連携の推進」でございます。これまでのごみ減量につきましても、市民や事業者の皆様さまにさまざまなご協力をいただき、取組を進めてきたところですが、こうした連携を今後一層強めまして、ごみ減量の取組を進めていくといった観点からまとめております。

まず、一番上の家庭系ごみの減量等の推進として、古紙類あるいは資源ごみなど資源化できるものの分別排出を促進していくこと。2つ目、事業系ごみの減量等の推進といたしまして、先ほども申しました資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止を始めまして、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導を図っていく。こういうことなどに取り組んでいくことを方針としております。

4ページ、基本方針3でございますけれども、「民間化・広域化の推進」ということで、ごみ収集事業等の経営形態の改革についてまとめております。廃棄物処理法では、一般廃棄物につきましては市町村など基礎自治体に処理責任がございますので、もちろんその責任は果たしていくことを前提に、ごみ処理にかかります一層のコスト削減と効率化をめざして経営形態の見直しを進めていくということにしております。

このうち、ごみ収集輸送事業の民間化につきましては、家庭ごみの収集輸送を行います新会社の設立主体となる事業者を公募いたしまして、この会社にごみ収集に携わる現業職員の身分移管をしまして、事業の民間委託化と現業職員の非公務員化を図っていくということで、平成26年、来年年央の民間化に向けて、現在、新会社の設立主体となります事業者の公募に向けた具体的な制度設計を行っているところでございます。

それから、ごみ焼却処理事業の一部事務組合化につきましては、既に本年3月に大阪市、八尾市、松原市の3市で基本合意を締結しておりまして、これも平成26年7月の一部事務組合設立に向けまして、3市で設立準備委員会を設置しておりまして、この一部事務組合の詳細等について協議を進めているところでございます。

このページ中ほどの基本方針4では、「適正処理の推進」ということで、ごみ処理体制についてまとめております。ごみ処理体制につきましては、ごみ減量の進捗を見極めつつ、焼却工場を9工場体制から6工場稼働体制へと移行することにしております。工場数につきましては、もう既に本年1月に森之宮工場を停止しておりまして、8工場体制となっているんですけれども、さらにこれを6工場稼働体制へと移行していくこととしております。

それから、最後の基本方針5でございしますが、「環境への配慮」ということであげております。こちらでは、廃棄物処理事業におけます環境負荷の低減のほか、焼却余熱を利用しました発電の推進などをあげております。ごみ焼却工場で行っております余熱利用発電につきましては、この夏も節電対策ということで、電力需要のピーク時間帯に集中運転いたしまして、出力を最大1万8,000キロワットぐらい増加させるといったことにも本市の焼却工場で行っているんですけれども、エネルギー情勢を踏まえまして、こうした取組についても進めていくことなどをあげております。

改定いたしました基本計画では、ごみ減量あるいはごみの適正処理などに向けまして、こうした方針のもとで具体の施策を進めることとしておりまして、この間、委員の皆様からいただきましたご指摘などをもとに、こういう内容で基本計画を改定させていただいたところでございます。ご協力、どうもありがとうございました。以上でこの計画の概要につきましては説明を終わらせていただきます。

続きまして、本日の審議会資料、「第53回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料」と書かれましたA4横のホッチキス止め資料につきまして説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして1ページでございすけれども、ごみ処理量の推移をまとめております。平成23年度の115万トンのところまでは前回の審議会でも報告をさせていただいておりますけれども、新たに一番右、平成24年度のごみ量も確定いたしまして、約112万トンとなっております。この平成24年度の文字の下のところには網かけがぶら下がっておりますが、これが24年度から実施しております主な減量施策ということで、4月に事業系ごみの処理手数料を改定いたしまして、本年2月からは、先ほども申しましたように古紙・衣類の分別収集を6つの行政区で開始しているといったところでございます。

2 ページでは、大阪市の24年度のごみ処理量についての分析を行っております。一番上の表で、家庭系ごみ、事業系ごみといった区分別に24年度のごみ量を示しまして、23年度の量と比べておりますが、家庭系ごみは、24年度は23年度に比べて大体5,000トン、率にしますと1%強、減っております。これは、普通ごみを中心に減量が進んだと見ております。それから、事業系ごみは、2万2,000トンぐらい、率にしますと3%強の減少となっております、合計で見ますと、24年度は112万2,000トン程度で、23年度の114万9,000トンに比べまして2.4%程度の減となっております。

ごみ量の分析のためにこのページ中段で大阪市の人口を示しておりますけれども、ここ数年、大阪市の人口は増加傾向にございまして、毎年5,000人から7,000人程度増えてきております。それから、一番下では23年度以降の大阪市の四半期ごとの景気動向をお示ししておりますが、「持ち直し」といった字もこの間多く見られまして、景気は回復基調ということで、少なくとも消費が落ち込んだというような状況にはなかったものと考えております。

3 ページでは、他都市の平成23年度・24年度のごみ量をお示しております。ここに記載の各都市では、24年度に特に大きなごみ減量施策を開始したといった状況ではなかったんですけども、そういった状況の都市を見ますと、ごみ量は23年度と24年度は大体同じ程度、横ばいの状態となっております。こうした中、本市では、先ほども申しましたように人口の増加、あるいは景気動向の持ち直し基調が続いていた中で他都市に比べてごみ量が減っているということも踏まえまして、3 ページ下段の文章にございまして、減量の取組に一定の成果が上がっているものと考えております。

先ほども申しましたが、24年度の大阪市のごみ量を見ると、家庭系ごみでは普通ごみを中心に減っております、市民の皆様にご協力いただいた、また、事業系ごみにつきましては、手数料改定によりまして減量が進んだと考えてございまして、今後も市民や事業者の皆様にご協力いただきながら、ごみ減量の取組の推進を図っていきたくと考えております。

4 ページからは、25年度から実施する施策などについてお示ししております。まず、古紙・衣類の分別収集の全市実施ということをお示しておりますが、本年の10月1日から、家庭から排出される古紙・衣類につきましては、先行実施しております6行政区に続きまして、残る18区でも分別収集を開始することといたしまして、全市展開していくことにしております。分別収集の対象といたしましては、新聞、折込チラシ、段ボールなど、こちらに書いておりますような品目でございまして、月2回の頻度で収集を行っていくことにしております。

それから、このページ中段の分別排出の徹底でございまして、分別排出に対する市

民意識の向上と分別排出ルールの徹底を図るため、同じく今年の10月1日からは、普通ごみを含みます全てのごみ収集において、分別排出が徹底されていない場合は、収集せずに啓発シールを貼って残置することにしております。残置いたしましたごみについては、排出された方において正しく分別していただいて、次の収集日に出し直していただくよう啓発や指導を行っていくこととなっております。それから、許可業者が収集するアパート・マンションにつきましても、分別が徹底されていないごみについては収集しないよう許可業者に指導いたしますとともに、そのアパート・マンションの所有者や居住者さんたちに啓発・指導を行うこととなっております。

こうした取組には市民の皆様の理解と協力が不可欠ですので、このページの一番下段の市民周知のところにありますように、区の広報紙とか新聞、ホームページへのこういった情報の掲載のほか、各ご家庭へのリーフレットの配布、さらには地域における分別説明会の開催などを通じまして周知・啓発に努めているところでございまして、今後もそういうことを進めていくこととなっております。

5ページは、古紙・衣類の分別収集につきまして、先行実施しております6区での実績をまとめたものでございます。本年2月の開始から5月末までの実績をまとめておりますが、収集量は、一番上の表にございますように、古紙・衣類を含めまして約456トンとなっております。私ども、この間の収集量につきましては、当初、大体1,900トン程度の収集と見込んでおりまして、これは協力率60%、どういうことかと申しますと、普通ごみとして排出される資源化可能な紙類の6割がこの分別収集に回ることを目標にしておりまして、その量が1,900トンという数字なんですけれども、それを見込んでいたわけですが、実績はまだまだその量には至っておりませんでして、量で見ますと当初の計画量に対する割合は24%程度、協力率で見ると60%目標のところは15%程度という状況でございまして、それから、一番下の折れ線グラフは、月別の収集量の推移をお示ししております。

6ページでは、ごみ収集日1日当たりの古紙・衣類の収集量などについて、昨年同時期と比較しております。2月から5月という短期間のごみ量の比較ですので、収集日1日当たりの分析としております。それから、昨年度、24年度は、閏年だったということで、収集日の日数がカウントの仕方で0.5日、今年度より増えているんですけれども、1日当たりの収集量の実績が上段の表にございまして、下段がその分析で文章を記載しております。

普通ごみ収集量を見ますと、先行実施の6区では、昨年同期に比べまして今年は4.9%減っております。しかし、残る分別収集未実施の18区では、昨年度とほぼ横ばいということで、

先行6区では普通ごみが減少しているといった状況になっております。それから、先行6区について、今年のご紙・衣類と普通ごみの収集量を合計した量を昨年同時期の普通ごみの量と比べても、3.2%の減という状況になっております。このようにこれまでの実績で見ますと、分別収集によります減量効果が見られておりますけれども、先ほど申しましたように当初の収集見込量にはまだ至っておりませんので、市民の皆様にもさらなるご理解、ご協力をいただけるよう、引き続き啓発等に努めていくことにしております。

7ページは、同じく本年10月1日から開始いたします、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止ということで記載しております。焼却工場では、これまでも搬入物検査を実施しまして、産廃などの搬入不適物が発見されれば、搬入者から聴取の上、状況に応じて排出事業者個別に指導するなどの対応を行ってきております。本年10月1日からは、この搬入物検査で資源化可能な紙類の搬入が発見された場合、搬入者から排出先を聴取いたしまして、可能な範囲で搬出事業者を特定いたしまして、その排出事業者に赴きまして分別リサイクルの啓発指導を行うことにしております。

こうした施策につきましても排出事業者の協力が不可欠でありまして、その周知といたしましては、(1)にございますように、昨年8月以降、市政だより、区の広報紙への記事掲載、関係団体への説明会をはじめといたしまして、さまざまな周知の取組を進めておりまして、引き続き細かい啓発を行っていくことにしております。

8ページは、少量の紙類の排出事業者さんへの対応等についてでございます。少量のご紙をどこでリサイクルしてもらえるのかわからないといった事業者さん向けに、持ち込まれる紙類を無料で受け入れていただける事業者を「古紙回収協力店」として登録する制度を設けまして、こうした協力店を本市のホームページで紹介しております。それから、各焼却工場では、許可業者が収集いたしました少量の紙類を受け入れる資源回収コンテナを設置する取組などを実施しております。また、このほかにも機密文書やシュレッダー紙のリサイクルが可能な業者の情報を本市のホームページに掲載いたしまして、情報発信するなどの取組を進めております。

9ページでは、こうした減量施策におけます平成27年度の減量効果の見込みをお示ししております。これは、昨年4月に100万トン以下など新たなごみ減量目標を定めた際に見込んだものでございます。先ほどもご説明してまいりました家庭から排出されるご紙・衣類の分別収集で、平成27年には約4万トンの減、また資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止で、同じく27年度には約7万トンの減を見込んでおりますけれども、こうした当初の見込みに見

合った減量効果が得られるよう、今後も市民や事業者の方々への啓発等を進めまして、ご協力をいただきながら減量施策の推進を図っていきたくと考えております。

10ページに移っていただきまして、ちょっと話が変わりまして、小型家電リサイクル法への対応を記載しております。ご存じのとおり、今年の4月から小型家電リサイクル法という法律が施行されております。この法律では、レアメタルなどの利用価値のある資源の確保、それから廃棄物の適正処理を目的といたしまして、携帯電話とか音楽プレーヤーなどといった使用済みの小型電子機器などにつきまして市町村が分別収集を行いまして、利用価値のある金属とかの再資源化を行うものとして、国から認定を受けました事業者、認定事業者と呼んでおりますけれども、そこに引き渡すよう努めなければならない。そういうふうな法律のスキームになっております。

環境省では、この法律の円滑な運用に向けまして、今年度、こういった小型電子機器の分別収集に取り組みます市町村を対象に、「使用済小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」ということで、回収ボックスの設置とか市民周知の支援などを行うことにしております。本市ではこの事業に応募いたしまして、先日、採択されたところでございます。この実証事業の中で本市が行う内容ですけれども、公共施設に個人情報保護のために鍵のかかる回収ボックスを設置いたしまして、訪れた市民の方々が投入できるようにする。それから、回収した機器などにつきましては、認定事業者に引き渡す。そういったことを基本とした制度を考えておりまして、本年秋以降の開始に向けまして、現在、環境省をはじめとした関係先と調整しているところでございます。もう少し詳細が決まりましたら委員の皆様にもお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上が資料の10ページまでの説明でございまして、11ページでは、前回の審議会の際に質問で出ておりました生ごみと下水汚泥のバイオガス化実験をまとめております。こちらは施設部の中島から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○中島技術調査担当課長

改めまして、私、環境局施設部技術調査担当課長の中島でございます。私から、平成23年度から24年度にかけて実施をしました生ごみと下水汚泥のバイオガスの実験につきまして報告させていただきます。

資料11ページをご覧いただきたいと思っております。以前の会議でご説明した内容と若干重なる部分もあるんですけれども、改めて簡単に実験の概要をご説明させていただきます。

資料の右図、事業イメージの右下に記載しておりますように、平成22年度に行いました室

内実験で、生ごみをメタン発酵させた場合のガスの発生量は、下水汚泥だけでバイオガス化させる場合のガスの発生量よりも上回っていることがわかっております。下水汚泥に含まれます有機物1キログラム当たりのガス発生量が0.51立方メートルに対しまして、生ごみの有機物1キログラム当たりのガス発生量が0.71立方メートルということで、バイオガスを発生させるもとになります有機物の分解率が高い生ごみの方がガス発生量が多くなるという結果を得ております。この結果をもとにしまして、建設局の中浜下水処理場にあります既存の下水汚泥の消化槽、4基あるうちの1基を使いまして、下水汚泥と生ごみの混合消化実験を行うことといたしました。具体的には、受け入れました生ごみを破砕分別機で破砕して、混入している金属なんかの不適物を除去した後に、希釈してポンプで消化槽に投入するという方法でございます。

23年度、24年度の実験結果の概要を左側の表にお示ししております。まず、23年度につきましては、平成23年11月から24年1月までの3カ月間、城東区内のマンション333世帯にご協力をいただきまして、家庭系ごみのバイオガス化実験を行いました。ここに協力率約60%と書いておりますけれども、これは、収集日1日当たりに収集しました分別していただいている生ごみの袋の数を世帯数333世帯で割りまして算出したものでございます。つまり、週2回の収集でございますので、毎回幾らかは生ごみが出てくるだろうと想定いたしまして、分別して出していただいた生ごみの袋の数で協力率を算定しております。

受入量というのが、協力いただきましたご家庭で分別排出していただいた生ごみの量、それから投入量というのが、受け入れた量のうち実際に消化槽へ投入して混合消化させた生ごみの量でございます。ここで受入量が6.9トンに対しまして投入量が1.5トンと非常に少ない量になっておりますけれども、これは、破砕分別機ですとか消化槽までの配管設備なんかの設置工事を行ってございました関係で、受け入れ当初は消化槽への投入ができなかったという状況がございまして、投入量が少ない数値となっておりますけれども、分別機とかの設備が整いまして実際に消化槽に投入するようになってからは、受け入れた生ごみの9割近くを消化槽へ投入することができるという状況でございました。

最初に申しました室内実験の結果をもとに、この消化槽に投入しました生ごみの量から算出した発生ガスの量が、右端の200立方メートルになっております。この200立方メートルのバイオガスで発電を行ったとした場合、発電量が大体360キロワットアワーになりまして、1日1世帯が使う電力量を10キロワットアワーと仮定しますと、36世帯ぐらいが1日に使用する電力に相当するということになります。

次に、平成24年2月から25年3月までの14カ月間、事業系の生ごみを用いた混合消化の実験を行っております。生ごみの分別には4事業者さんに協力いただきました。その業種は、ホテルが2件、それから百貨店、病院がそれぞれ1件となっております。表の欄外の※にありますように、平成24年6月から8月にかけての約1.5カ月間は、下水汚泥処理の関係で消化槽に生ごみを投入できない期間があったのですけれども、平成23年度の2カ月間では31トン余りの生ごみを受け入れまして、そのうちの28トンを消化槽に投入し、下水汚泥と混合消化して3,600立方メートルのバイオガスを発生させたということになります。同様に、平成24年度につきましては、217トンの生ごみを受け入れまして、このうちの158トンを消化槽に投入してバイオガス化しまして、室内実験の結果から計算しますと2万200立方メートルのバイオガスを発生させたということになります。

バイオガス実験による結果は以上ですけれども、受け入れた生ごみには家庭系、事業系で若干の違いがございまして、それをこの表の下に記載させていただいております。まず、搬入されました生ごみを手選別で分別した結果、家庭系の生ごみの場合はガス化対象物の割合が約93%、それ以外のガス化できないものが約7%程度あったと。これは、厨芥の中の骨ですとか貝類、それから卵の殻ですね。それから、わずかながらプラスチックなり金属も含まれているという結果でございました。一方、事業系生ごみでは、一定量のガス化対象外物、やはり骨とか貝殻とかエビの殻とかそういうものが含まれているものの、ガス化の対象物が約99%ということで高い比率を占めておりました。これは、協力いただいた業種がホテル、百貨店、病院でございましたので、野菜や果物を調理する際の調理くずとして出てくるものとか、調理をされていない肉とかパン、そういうのが割と多かったことによるのかもしれないと考えております。

それで、家庭系の方に戻りますけれども、「◆家庭系ごみ」のポツの2つ目に「破碎分別機による異物の排出率は、30%と低い」というふうに書いておりますけれども、これは、搬入された生ごみを一旦手選別でガス化対象外物、貝殻とかプラスチックとかそういうものを選び分けて、その重量を測っておいて、もう一度、ガス化する対象物、厨芥とかそういうものと一緒にわざと破碎分別機の中に戻しまして、機械でどの程度回収できるかというのを調査したところ、投入したガス化対象外物の3割程度しか分別回収ができなくて、残りは破碎されてガス化対象物と一緒に消化槽に投入されたと考えております。

以上のような結果をまとめますと、家庭系の生ごみにつきましては、下水汚泥と混合消化するには若干不適物の混入が多くて、ちょっと難しい面もあるんじゃないかと考えておりま

すけれども、事業系については、ガス化に不適なもの割合が少なく、ある程度まとまった量が集められれば生ごみのリサイクルも可能ではないかと考えております。一方で、下水汚泥を処理している既存の下水汚泥消化槽に生ごみを大量に投入した場合に、受け入れる側の下水道で処理への影響ですとか、それから経済性の検討というのがまだ課題としてあると考えておまして、これは、今年度から下水を所管しております建設局なんかとともに検討を始めようとしているところでございます。

以上が生ごみと下水汚泥の混合消化によりますバイオガス化実験の報告でございます。よろしく申し上げます。

○武田会長

ありがとうございました。

以上が事務局からのご説明でございますが、委員の皆さん方から、資料に関しての疑問点等でも結構ですし、あるいはごみ減量に係るご意見を頂戴したいと思います。どなたからでも結構でございますので、お願いいたします。

○貫上副会長

最後のバイオガス化実験で少し補足で教えていただきたいんですが、24年度のデータで受入量が217トンで158トンが投入量ということは、ちょっと差があるように思うんです。23年度の②の2カ月間については、ほぼ同量入っていて、これは2カ月で、平成24年度は1年間。量的にいうと大体投入量が6倍ぐらいになっているので、この差というのは、少し多めに集まったというようなことだったのかなと思いつつ聞かせていただいたのが1点と、それからもう1点、また今年度も調査されるということだと、メタン発酵した後、たぶん脱水されると思うんですけど、脱水濾液の性状がどうだったかということですね。そちらのほうも含めて調査をいただけたらなと思つたので、2点、よろしく申し上げます。

○中島技術調査担当課長

お答えいたします。24年度の事業系ごみの受入量と投入量、投入量の割合が少ないということなんですけれども、この表のすぐ下、※に書いておりますように、24年の6月21日から8月4日までほぼ1カ月半なんですけれども、この間、下水処理のほうの事情もございまして投入ができていなかったという状況がございまして、受入量はすべて受け入れた量を書いておますので、非常に差が大きくなっておるんですけれども、この1カ月半の投入できなかった期間を除きますと。

○貫上副会長

わかりました。

○中島技術調査担当課長

それから、もう1点、濾液の性状ということなんですけど、実際の現地の消化槽を使いましての実験につきましては、23年度から24年度で終了しております。大阪市の場合は、下水からは濾液は出さないことになっております。

○貫上副会長

集約しているんですね。集約処理されている。舞洲と平野のほうに行ってますから、圧送されているから出ないんですね。

○中島技術調査担当課長

そうです。

○貫上副会長

わかりました。

○武田会長

消化槽から出てくる汚泥は、集中処理のほうへそのまま管路でたしか送られているから。

○中島技術調査担当課長

それぞれの下水処理場で脱水処理をするのではなく、舞洲のスラッジセンターというところで熔融するのと、平野に今、炭化炉をつくっておるんですけど、その2カ所で処理するというようにしてございます。

○武田会長

ありがとうございます。ちょうどその消化実験のお話が出たので、ついでに質問させてほしいんですけど、ガス化対象外物として紙類をあげておられるんですけど、紙の質にもよるんだと思うんですけども、基本的には紙は消化できる。むしろガス量が増えるというところがあるので、そのへんはどうなんですか。

○中島技術調査担当課長

組成の分析なんかをする時に、手選別で分けた時もそうなんですけど、例えばたばこの箱がフィルムのケースに入ったまま生ごみと一緒に出てくるとか、そういうのがございまして、普通の薄い紙とか包み紙とかではあまりないという、そういうものが含まれております。

○武田会長

素直な紙だったらいいわけですね。むしろ紙を消化するところに入れるということまでやる必要がありますので、一般論として、紙が入っていると、知っている人が見るとちょっと

違和感を覚えるので、気をつけられたほうがいいかなという気はします。

○中島技術調査担当課長

わかりました。ありがとうございます。

○武田会長

事情は理解できます。

○柳川委員

古紙回収のことでお聞きしたいんですけども、大阪市、毎年5,000から7,000人口が増えている中でごみの量が減るということは、古紙回収をすることによって減っているかと思うんですが、この6区がどのような形で月2回収しているのか少し教えていただきたいのと、最初の緑色の冊子の中でマタニティウェア・ベビー服・子ども服の回収というところを、もう少し詳しく。これ、展示というふうにも記載してあると思うんですが、こういった場所はどこで展示してというのを少し教えていただければと思います。

○木戸家庭ごみ減量課長代理

家庭ごみ減量課の木戸でございます。よろしくお願いたします。

2点ご質問いただきました。古紙・衣類は、2月から分別収集を大阪市内の6行政区で先行的に実施をさせていただいておりますが、月2回どのようにということなんですが、ほかのごみと同様に、家の前に出していただいて、それを大阪市の収集車が回収に伺う。今のところは月2回ですけども、また収集量が増えてくれば収集頻度を上げるといった検討も必要かとは思いますが、今のところは月2回、大阪市の収集車で回らせていただいております。

○柳川委員

それは、今の資源ごみ回収と同じ品目として出せるということでしょうか。また別の日に設定ですかね。

○木戸家庭ごみ減量課長代理

今、普通ごみと資源ごみ、それと容器包装プラスチックということで分別していただいているんですが、それに加えて、古紙と衣類を分別品目に加えて、別で収集をさせていただいております。

○柳川委員

家の前に出していると、ほかの業者が勝手に持っていくんですけど、それはもう仕方がない状態の中で行くんですね。

ここで愚痴を言うとあれなんですけど、あれを家の前へ出すと、今の一戸建てなんかでし

たらガレージがすぐあるじゃないですか。そうすると、中のものまでなくなったりとか、無断で持っていったりとか。私、結構ごみ収集車が来る寸前に出すので、すぐわかるんですけど、いてるにもかかわらず勝手に持っていきはるんですよ。あれって、いつもどうなんですかねって思うんですけどね。それをお金にもしていきはると思うんですけど、そうやって敷地のところに置いているにもかかわらず、勝手に入ってきたりして持っていくので、なかなか出たくないという一般市民の方の声も聞くんですね。こういうふうにしなさいといけなさいということはわかっているんですけども、ほかの業者の方が敷地内に入ってきて持っていくということがあるので、地域の中で古紙回収をしている時に結構出したりとかしはるので、そのへんの周知というか、市民に安心してこういうのをちゃんと利用してくださいというようにことも啓発でしていただけているのかなと思います。

○木戸家庭ごみ減量課長代理

持ち去りの関係は、市民の方からいろいろ問い合わせ、苦情をいただいております。今のところ大阪市としましては、持ち去りに対する対策はとれていない状況でございますので、今後、他都市の事例等も含めましていろいろ検討させていただきたいと思っております。

○柳川委員

それと、マタニティ。

○木戸家庭ごみ減量課長代理

マタニティウェア・ベビー服・子ども服の関係でございますが、今、リユースという観点から、使用頻度、期間が短いものをできるだけ皆さんに再利用していただくという取組といたしまして、マタニティウェア・ベビー服・子ども服につきましては、大阪市の環境事業センター、11カ所ございますが、そこへお電話をいただきましたら、環境事業センターの職員が各ご家庭まで引き取りに伺います。その引き取りさせていただいた服につきましては、毎月第3土曜日、各環境事業センターで行っておりますマタニティウェア等を展示し、提供させていただいております。お1人2点まで無料でご提供させていただいております。

○柳川委員

少ない量でも取りに来てくれはるんですね。

○木戸家庭ごみ減量課長代理

それはもちろん行かせていただきます。

○柳川委員

わかりました。ありがとうございます。

○武田会長

ほかにはいかがでしょうか。

○福岡委員

今の古紙・衣類のことについて私のほうからもお聞きしたいんですけども、まずこの計画量に比べて非常に実績が少ないということで、この計画量は、おそらく組成調査の結果をもって立てられたのかなと思うんですけども、それがいつされた組成調査の結果だったのかなと。と言いますのは、例えば新聞なんかは、この間、デジタル化というか、発行部数が大分減っているんじゃないかなと思いますので、そのへんでもともとないものを計画の中に入れてしまっていないのかなとちょっと思いましたので、確認をしたいのが1つ。

あと2つあるんですけども、計画に対しての実績の評価なんですけど、今後また同じように組成調査をして、ごみ中に新聞が減ったとかチラシが減ったとか、そういうのを確認されるご予定はあるのでしょうかというのがもう1つ。

それから、子ども会とかでやっている集団回収ですね。地域で活動されているところとの兼ね合いで、せっかくのコミュニティ活動がなくなっていくようなことにならないのかなと。基本計画の改定計画の中でも23ページで「資源集団回収活動の活性化を図る」という文言も書いてありますので、そちらのほうに対してのPRですね。そちらが先で、古紙・衣類の分別収集は2番目だというようなことを、もうちょっとしっかり言っていただきたいなと思いました。それは意見、コメントです。

○馬越企画課長

組成調査の関係は私から説明させていただきますけど、このベースになっていますのは、平成22年度に実施しました組成調査の結果でございます。22年度の結果で、家庭から排出される普通ごみの中に大体5万トンぐらい資源化可能な紙類が含まれていると推計していただいて、そのうち8割、大体4万トンを目指ということで、先ほど減量見込量というところで4万トンという数字を申し上げましたけれども、最終的に5万トンのうち8割ぐらい、4万トンぐらいをやっていこうと。その協力率、最終的に8割になるわけなんですけど、それが27年度の目標でして、25、26、27と10%ずつ高めていくということで、25年度は先ほど申し上げましたけど協力率6割、来年度は7割、最終の27年度は8割という計画にしております。それから、組成調査は毎年実施しております、福岡委員ご指摘のような点については確認していきたいと考えております。

○木戸家庭ごみ減量課長代理

2点目の実績の関係ですが、2月からの4カ月間、見込量に対する4分の1しか収集ができていない状況です。こういう検証につきましては、当然、継続して行っていきますし、ホームページにも掲載させていただく予定にしておりますので、そのへんはご覧いただきたいと思っております。

○武田会長

集団回収との関係ですね。

○木戸家庭ごみ減量課長代理

集団回収への影響の懸念をおっしゃっていただきましたが、ちなみに24年度、まだ速報値ではございますけれども、前年度と比較いたしまして、登録団体数も120ほど増えておりますし、古紙回収量も若干ではありますけれども増えております。そういった意味で集団回収の取り組みについては、当然、大阪市としては継続して取り組んでいきたいと思っておりますので、行政での古紙回収、それと集団回収での古紙回収、両輪でやっていきたいと大阪市としては考えております。

○武田会長

福岡さんの2番目のお話ですけど、私の理解では、要するにどれだけ回収したというデータはあるんですけど、清掃工場へ入ってきたほうのごみの分析によって資源に使える紙が減ったというようなことを調べられないかと、そういうふうに僕は聞いたんですけど。

○福岡委員

それは、毎年組成調査をやられるからというご回答をいただいたので。

○武田会長

わかりました。すみません。

○山口委員

古紙の件と家電の件で質問させていただきたいと思います。私、先行6区のところに住んでいるんですけども、実際見回しましても、出すと、今日間違えてたかなというぐらい全然出てないような現状なので、反対に24%あったのかなというのは、自分の住んでいる周辺がかえって遅れているぐらい、ちょっと実感とは違うような印象を受けました。

それで、今度秋に10月から全市が始まるということで、周知方法をもう少し工夫していただくというか積極的にしていただかないと、上がらないのではないかと思います。地域のところにこういう形でチラシは何回か入ったんですけども、まず古紙に関して分別が細かくなっていまして、古紙の中で5つに分けるようになっておりますので、ちょっとハードルが

高い。今まで普通ごみにまとめて出していたようなものを古紙だけで5つに分けるとするのは、今までの大阪市民からすると、ハードルが高くて、なかなかできにくいのかなという気がちよつとします。もう少し種類が減らせないのかなと。リサイクル先が違うので仕方がないのかもわからないですけれども、できれば段ボールと新聞、その他みたいな形、2種類ぐらいにならないのかという要望があります。

それから、あと、周知方法なんですけれども、やはり紙だけで配られると、なかなか広まらないというのがあるので、町会で集まるとか学校で父兄が集まるところに、そういう情報を察知して環境局さんのほうから出かけていっていただいて、まとまったところで説明していただくとか、何かもうちょっと口頭で説明していただくような機会を増やしていただくほうがみんなに広まるのではないかと思います。

もう1点、家電のことですけれども、10ページで役所や公共の施設で回収ということがあるんですけれども、販売している電器屋さんというか、そういうところでの回収がまずならないのかなと思ひまして。今、蛍光管とかも公共のところとかで回収しているんですけれども、蛍光管も、買い換えの時に古い蛍光管を持って行って新しい電球と買い換えるというような形で、販売している電器屋さんに行って古いものを回収するほうが消費者の動きとしてはスムーズなので、回収が進むのではないかと思います。こちらもあわせてご検討をお願いしたいと思ひます。

○木戸家庭ごみ減量課長代理

古紙の関係、3点ご質問をいただきました。6区にお住まいだということで、実態は全然出てない状態じゃないかというようなご意見だったと思うんですけど、実は6区の中でもよく出ている区と少ない区は当然あるんですが、現実、見込量に対する4分の1しか出ていないというのが実情でございます。

参考になるかどうかわかりませんが、見込量を出した時と比べましても、年々新聞の発行部数が減っているというような数字もありまして、平成20年の大阪府下の新聞発行部数が400万部あったと。平成24年度では353万部ぐらいということで、5年間で約12%新聞の発行部数が減っているという実態がございます。そういったことで、紙自体が世の中からちよつと減りつつあるというのが1つ言えるのかなとは思っております。

それから、古紙の分別、5分類、非常にハードルが高くて、そういうこともあってまだ分別排出ができていないのではないかというご意見だったと思うんですけども、集団回収でも古紙ということでこの5分別で紙類を分類していただいている経緯もございまして、大阪

市で分別品目を選定する際には、そのへんも含めまして決定をさせていただいた経過がございます。今、始めたところでございますし、10月から新たに18区で取り組んでいただくわけでございますので、市民の皆様には大変お手間をとらせませうけれども、とりあえずこの分別の種類で実施をさせていただきたいと思っております。

それから、リーフレットだけの配布では周知が不足しているのではないかというご意見をいただきました。7月22日から「古紙・衣類の分別収集が始まります」というリーフレットを大阪市内全域で配布をさせていただいておるんですが、これに加えまして、このリーフレットの配布だけにとどまらず、今後夏から秋にかけて行われます区民まつりへ出向いての周知、それから各区の広報紙への掲載、9月・10月号と連続で掲載する予定にしておりますし、先ほどご意見がございましたように、学校や町会へ出向いての説明といったようなことも各環境事業センターの方から地元説明会ということで随時させていただいている状況でございます。

○馬越企画課長

小型家電リサイクルの関係ですけど、委員から販売しているところで回収したほうというご指摘でしたけれども、先ほどご説明しました環境省の支援措置をどういうふうな内容で申請するかということ局内で私どもが検討している時にも、委員おっしゃられたような意見が出まして、やはり普通に考えると家電量販店とかそういう買い換えの際が一番回収が進むんじゃないかということで、そういうところと何とかならないかというような指摘もありました。法律の説明の中で認定事業者というのを申しましたけれども、6月末に国の方で、十幾つかだったと思うんですけど、認定事業者が認定されておまして、その中に家電量販店とかそういうのはまだ認定はされておりません。私どもも家電量販店とかが認定事業者になってもらえたら非常にありがたいなと思っているんですけども、引き続きそういったことを希望しつつ、もし認定事業者の中にそういうところが出てきたら、大阪市でこれからやろうとしている取組とどんな連携ができるか、そういうふうなことについても協議したり連携したり、可能なことはやっていきたいと考えております。今の段階ではこれぐらいしか申し上げられませんが、よろしくお願ひします。

○秋山委員

先ほどの小型家電の件ですけども、日本チェーンストア協会は小売の団体ですけども、京都市では、実は我々小売、総合スーパーの中で、一部実験的に回収の協力をしている店舗があります。これは認定事業者じゃなくて単なる小売業ですけども、この図に書いている

「小売業の責務」という範囲の中で回収に協力しているという類のものかなと思いますので、ちょっと説明させてもらいました。ですから、我々小売業の中でも回収自体は可能かなと思いますので、それを責任を持って回収いただいてリサイクルする方へ回すというような取組はできるのではないかなと考えましたので、ちょっと補足しました。

あと1点、よろしいですか。

我々企業でして、大変悩ましい問題として、ごみ処理の手数料、費用の問題ですね。これ、今、それぞれの自治体さんも軒並み上がっている状況でして、大阪市さんも58円から90円ということで、1.5倍以上ということ。これは、企業にとってみたらすごくコストが上がる内容ですので、このへん、どういう算定根拠で58円が90円になったのかということと、今後、値上がりがあるのかどうか、少しわかる範囲で教えていただきたいと思います。

○縣一般廃棄物指導課長

昨年の4月から、大阪市のごみ処理手数料を10キログラム当たり58円から90円に改定させていただきました。まず改定に当たりまして、当時、いろいろと検討しておったんですけども、幾つかポイントがございまして、1つは、ごみ処理にかかっている本来の経費ですね。それに対しまして、手数料としていただいている経費との間で非常に差が出ているということがございました。平成19年当時、ごみを処理する上で、大阪市の場合、焼却工場で焼いて、焼いた後の灰を埋め立てるわけですけども、それにかかる経費が10キログラム当たり大体117円と言われておりましたが、実際にその当時いただいているお金が58円ということで、ほぼ半分。残りの部分はいわゆる税金で賄われておるという状況がございました。さらには、処分手数料の他の政令市との比較などをさせていただきましても、政令市の平均と比べまして半分以下というような状況でございます。例えば22年ぐらいの調べですけども、当時、千葉市さんとか名古屋市さんでしたら、10キログラム当たり200円を超えるような金額を取っております。今現在、大阪市は58円が90円なんですけれども、200円を取っているところもございまして、極端な話、新しい政令市ですけども、浜松市さんの50円というのが一番低かったんですけども、その次に低いのが58円の大阪市という状況がございました。

そうした中で、他の政令指定都市も、いわゆるフルコスト、かかっているお金を全部必ずしも取っているかという点、一部税金で補填している部分等もございましたので、他の政令指定都市の負担している割合なども考慮しながら、一部は税金としながらも、事業系ごみの場合につきましては、法律上、基本的に排出事業者の方に処理責任がございまして、もう少し排出者の方にご負担をいただこうという観点で、58円を90円に上げてきたというふう

聞いておるところでございます。すみません、当時の経過でしたので、若干十分でない部分もあるかもしれませんが。

○武田会長

それから、小型家電の関連で、山口さんのご質問で、要するに販売店に戻るのが自然とおっしゃるのですが、自然は自然なのですが、販売店にしたら「義務はない」とおっしゃる可能性もあるわけですね。そのへんで市のほうから協力をお願いされるとか、そういうことは考えられないのかなということは残ってくると思うのですが、そのへんはいかがでしょう。

○馬越企画課長

この法律の中で、先ほど秋山委員からもございましたように、小売の家電販売店とかは「分別収集に協力するよう努めなければならない」という規定がもちろんあるのですけれども、ただ、どういうふうにやっていくのかということですね。小型家電の取組というのは、東日本、首都圏の方は結構いろいろ進んでいるようですけど、ほかではなかなかというところもございまして、大阪市は、とりあえずご説明させていただいたような取組を進めていくのですけど、例えば1つの市でやるよりも府域の他の市も広くやった方がいいのではないかとということもあります。大阪市単独で動くよりも、他の市町村とも連携したりして何かできないか、家電量販店とかになりましたら、大阪市内だけではなくて他の市町村にもあったりしますので、そのへんはいろいろ近隣の市町村などとも考えていきたいと思っております。可能でしたら、会長がおっしゃられたような取組も進めていきたいと考えております。

○武田会長

ありがとうございました。

○吉田委員

市の女性会の吉田と申します。一戸建てのお家の回収は、1カ所のところにごみを置いてされていますよね。そこところにネット、カラスとかネコとかの防止のためなんですけど、あのネットは、出される方々がされているのかどういう形なのかわかりませんが、薄いのもあればごついものもあります。私たちのところも、随分カラスが増えてきて難儀しています。

それと、もう1つ、廃品回収の方かよくわかりませんが、ビールの缶を集めた後に、そのまま開けていかれたり放置しているということがあるんです。私たちはマンションなんですけど、ああいったことは、誰が注意していいのか。管理事務所がするのか、私たちがしてもいいのか、どういうことをするのかわかりませんので、そういったことも2点教えていただきたいんですけど、どこに権限があるのかなと思っています。よろしく願いいたします。

○金箱事業管理課長

まず、1点目のカラスネットについて。「カラスネット」という形ですけれども、これにつきましては、カラスの被害があつてお困りの方、それぞれ単独の1軒ずつにはお貸しできないのですけれども、ある程度5世帯とか10世帯、5世帯以上になるんですが、その方々が、各お住まいになっているところを管轄している環境事業センター、例えば北区にお住まいでしたら北部環境事業センターにご相談に行ってくださいましたら、申請用紙がございますので、書類は書いていただくこととなりますが、そこから無料でお貸しします。ただし、ごみを出して、そこにネットを被せる。したがって、道路とかにネットがあるということなので、ごみを出してネットを被せた後、私どもがごみを回収した後のネットは、たたくで取り込んでいただくとか、そういう管理についてはよろしくお願ひしたい。歩行の方とか車とかの支障になった場合、いろいろとトラブルになるので、そういう形でご相談をお願ひしたいと思ひます。

2点目の空き缶、アルミ缶とかの資源ごみの部分について、回収して持っていけば当然費用が出るという形でやっておる部分のご質問ですけれども、直接的にここがきちんと指導できるということは、私も現場におりましたのでいろいろご相談を受けたんですけれども、これというお答えは、申し訳ないですけれども、今、持ち合わせていない。ただ、基本としてごみとして出している以上は、言葉は悪いですけれども誰の所有物でもないということなので、それを取り締まるのは非常に難しいのかなと。これはお答えにはならないと思ひますけれども、現場での対応の時は、私どもが回収する時は必ず車のオルゴールを鳴らして「回収してますよ」ということでやりますので、もし可能であれば、その音楽を聞いてから出させていただくような形を自己防衛としてとっていただければと。アドバイスのことしか言えないですけれども。そういうことをしませんが、先ほどの新聞、古紙の時にもありましたけれども、ガレージに置いてあるのを開けて取りにいつて、必要なアルミ缶だけ取って、あとは散らかしているというケースは、現場でも相談を受けて、できるだけ解決方法があればお答えしているんですけれども、実際には今申したような形しかとれていないのかなという状況でございます。

○武田会長

ほかにいかがでしょうか。

○秋山委員

これはお願ひですけれども、先ほどの説明の中で家庭系のごみについて、分別排出を徹底

すると。要は混ざっているものは残置するというご説明があったんですけども、我々小売が懸念していますのは、こういうことが起こった場合に、結構我々の施設のほうにごみを持ってきて、そこで捨てるという可能性があるのではないかなと。我々はリサイクルボックスを置いたりごみ箱もありますので、そういうところに捨てていかれるお客様が増えはしないかなという心配をしています。今回、きちんと啓発指導していくということで書かれていますので、これをぜひ徹底してお願いしたいなというふうに思っています。現実、最近、ちょっとそういうのが増えていますのでね。結構いろんなごみが混ざっているということもありますので、ぜひお願いしたいなと思います。

○武田会長

大体いろんなご意見をいただきましたが、何かさらにあれば、お出しいただきたいと思えます。

○小林委員

特に質問ではなくて、今さっきの秋山委員と同じようなお願いですけれども、大阪市の会社とかは、「まだ大阪市は何も分別してへんで」という人によく出くわすんですけども、家庭系ごみを出している、住んでいる方は、割と分けているなどは思っていたんですが、それでもまだ、最近引っ越してきた友達なんか「大阪市は分けていいよね」って当然のように言うので、「いや、分けてるで。ずっと前からいろいろ分けてるねんで」と言っても、「えっ？ だって、マンションで全部一緒に出してるで」という感じなんです。うちのマンションも、分ける場所があって、日も決まっているんですけども、分けなくて出せるというのがマンションの特徴のところがあるんじゃないかと思ひまして。一戸建ては家の前に出せるんですけど、そういうのができないので、マンションの所有者、管理者、居住者に対する啓発指導を行うというのが、たぶんとても一筋縄ではいかないだろうなと思います。例えば「自転車を上に持って上がらないこと」とか「ペットを飼わないこと」とか、たくさん貼ってあるんですけども、マンションのエレベーターではよく犬に出くわしますし、なかなか徹底されないので、貼り紙とかではたぶん難しいだろうなと思います。何とかマンション対策を考えて徹底していただけたら、大分変わるんじゃないかなと思います。よろしくお願ひします。

○武田会長

今のは、ご意見というか、お願ひですかね。

○縣一般廃棄物指導課長

一応大阪の場合、ご家庭から出ますごみにつきましては、基本的に大阪市が無料で収集させていただくということで、いわゆる一般家庭、一戸建ての方も大阪市が無料収集させていただきますし、今ほど「マンション」というお言葉があったんですけども、基本的にマンション等につきましても、大阪市が同じような形で普通ごみなり資源ごみなりプラスチックなりを収集するという形はとらせていただいていますので、多くのマンションについてもそういう形で分別の協力は行っていると思います。

なお、資料の4ページのところで、マンションの啓発をきっちりするよということでご指摘いただいているんですけども、一部アパート・マンションの中には、いわゆる所有者や管理者の方のご意向がありまして、本来大阪市でしたら普通ごみは週2回無料で収集するんですけども、ご都合があつて例えば毎日収集していただきたいというようなケースにつきましても、お金を払って民間のごみ収集業者と契約していただいているというケースがございます。その場合、ほとんど毎日ごみを収集していただけるという状況があつたりということで、家庭系ですので缶とかびん、あるいはプラスチックの分別も大阪市が集める場合と同様をお願いしたいということですが、どうしても大阪市が集めているケースと比べますと、やはりまだ分別という部分が徹底できていないので、ここではもう少し頑張っていきたいという趣旨で入れさせていただいているんです。一般的なマンションにつきましても一戸建てにつきましても、アパート・マンションにつきましても、やはり分別収集を徹底いたしまして、ごみを減らしていくことが大事だと思っておりますので、そのあたりは今後も一生懸命啓発に取り組んでいきたいと考えております。

○武田会長

ありがとうございます。

大体、予定されている時間に近づいてきたのですが、特にこれだけはというのがあれば。小畑さん、どうぞ。

○小畑委員

1点教えていただきたいんですけど、7ページの資源化可能な紙ごみ対策の推進ですけど、事業所から排出される資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止するという事になっていんですけど、これは、紙の組成によって禁止か禁止でないかが決まるのか、あるいは出されている状況、かなりまとまっている状況に基づいて搬入禁止になるのかならないのか。そのへんの状況はどんなふうになるんですか。

○縣一般廃棄物指導課長

資源化可能な紙類の搬入禁止につきましては、基本的に品目を大体例示した形で、今、啓発をさせていただいております。ですので、事業者の皆さんに対しましては、こういったパンフレットなりを20万部ぐらい郵送させていただいたりもしながら、今、順次啓発を行っておるんですけれども、具体的には例えば新聞とか段ボール、紙パック、OA紙、雑誌、シュレッダー紙、その他、こういったものが搬入禁止の対象になりますよと。ただ、実際、段ボールでもアルミコーティングされたものであるとか、その他の紙でも油のついたものとかにおいがついたものは回収になりませんよとか、感熱紙とか圧着はがきとか、こういった品目によって禁止になるものと、実際にリサイクルに向かないものは従来どおりごみと一緒に捨てても構いませんよという形で、品目ごとに啓発というんですか、品目によって搬入禁止になるものについてはきちんとリサイクルルートに流してくださいという形で啓発をやらせていただいている状況でございます。

○池田委員

私も事業者として本町の方におりますので、オフィスのごみがかかなり出ている方でございます。排出事業者というのは、我々小規模事業者の場合は、ビルごとになっていて、ビルの家主さんのところに実際は回収費用を払って、ビルの1階に出すところがあってという時に、ビル単位で誰が出しているのかというのがなかなかわからないと思うんです。この場合の排出事業者というのは、どこまで区別されるのでしょうか。

○縣一般廃棄物指導課長

基本的には個別の入居者の方が排出事業者という形になってくると思います。ただ、どういう形で減量や分別に取り組もうかという時に、個別のテナント単位でできる場所もあれば、実際はビル単位で対応しないとできないところ、管理会社との関係とかあるかと思えますので、そのあたりは個別、個別の状況に応じまして啓発をしていく中で、いろいろ対応していただけたらと思っておるんですけれども。

○池田委員

全くそのことをお聞きしたかったんです。実は私ども、ビルで1階から9階で一応1月に1回こういう会合を持っておりまして、自転車の整理とかそういうのをやっているのですが、そういうところで、ちゃんと全体で、ビルでまとめてこういう話をきっちりやったほうが実効的だろうなと思ひまして、あえて質問させていただきました。

○田村委員

古紙・衣類の分別収集に話が戻るんですけれども、以前の審議会で、先ほど福岡委員のご

意見にもあったように、コミュニティ回収との関連が私気になって一度質問させていただいたことがあるんですけども、その時に、コミュニティ回収とかをやっている、それに乗ってこない層があるので、その乗ってこない層、取りこぼしているやつをできるだけすくいたいののでこういう施策を打つんだというご説明を受けた記憶があるんです。ということは、今までコミュニティ回収に乗ってこなかった層を狙っているということは、さらに気合を入れた啓発が必要なのかなというふうに思います。なので、計画量に対する協力計画量とか、随分計画に対して実績が低いのも、たしかに想像はつく話だなと。そういうことであれば、啓発をする時に、こういうふうに分けて出してくださいということももちろんなんですけれども、分けることの意味というの、こういうふうに分けたらもっとこんないい利用の方法になるので、どうしても分けてくださいというふうに、出口のほうも含めて分けることの意味をもう少し丁寧に説明されたらいいのかなと思いました。

あと、量を集めたいということであれば、先ほど別のご指摘にもありましたように、分別の数を減らして量を集めるという選択肢もなくはないのだろうと思うんですけども、個人的な意見ですけど、せつかく分けるんやったら子ども会とかの役に立つようなコミュニティ回収に出そうかと、そっちのほうの気持ちが私だったら働くかなと思うので、分けるままにしておくのも悪くないのかなという気が今はしています。

あと、その他の紙というのがなかなか集めにくいんですけども、私、京都市に住んでいるんですけども、京都市で小学校から小学生の子どもが1個ずつその他の紙というのを分けるA4サイズのマチがついたような大きな袋を持って帰ってきて、これにその他の紙を何でもいから入れて古紙回収のときに出せばいいんだということを、その紙に説明で書いてあったんですけども、そういうのを小学校でみんなに持って帰ってもらうとかいうのも、1つ啓発ではいい案かなというふうに思いました。以上です。

○武田会長

参考にしていただけたらと思いますが、何か事務局でありますか。

○木戸家庭ごみ減量課長代理

コミュニティ回収、資源集団回収の関係でご意見をいただきました。昨日からリーフレットを配布させていただいていると先ほど申しあげましたリーフレットそのままなんですけど、今日はお配りできてないですが、ここの中にも「資源集団回収活動に取り組まれている皆さんへ」ということで、引き続き取り組んでほしいといった内容も盛り込んでおりますし、先ほど申しあげましたように、古紙・衣類の行政回収は2月から始まっているわけですが、集

団回収は引き続き拡大していく方向で大阪市としては考えております。

それから、最後に気合の入れた啓発ということでお叱りもいただきまして、申し訳ございません。たしかに4分の1しかまだ収集量が上がっていないのも啓発不足だと考えておりますので、これからも引き続いて強力に啓発に力を入れていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○武田会長

幾つか参考になるお話もいただいたかと思えます。皆さんから大分減量化に向けてのご意見あるいは質問をいただいたと思うのですが、大体予定の時間が来ておりますので、審議そのものはこのへんでひと区切りさせていただきたいと思えます。

市の方では、新たなごみ減量目標に向かってさまざまな減量施策を進めていくということですが、今日いただきましたご意見等をその中に取り入れていただきますようお願いをいたしたいと思えます。

本日の内容は、議事次第では、あと、その他ということですが、特に事務局のほうから何かありますでしょうか。

○森井企画課長代理

事務局では、特にその他はございません。

○武田会長

それでは、本日の審議会はこれで終了ということにさせていただきたいと思えますが、特に何かご注意いただくこと、ありますでしょうか。

ないようでしたら、進行を事務局へお返しいたしますので、よろしくをお願いします。

○森井企画課長代理

本日、委員の皆様には、お忙しいところをご出席いただきまして、どうもありがとうございました。

次回の審議会の開催日程につきましては、また会長とご相談させていただきまして、改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 午後3時04分